

外国人材の受入れ・共生に向けた金融庁関連施策

令和元年6月10日
金融庁説明資料

外国人材の入国時の対応

➤ 外国人が円滑に口座を開設できるよう、金融機関における多言語対応の充実や手続きの明確化等の取組みを促進

⇒ 要請文の発出や金融機関の取組みの定期的なフォローアップを実施

➤ 預貯金口座や送金の利用の際の留意点等をまとめた外国人向けパンフレット及び受入れ機関向けパンフレットを作成

⇒ 金融庁ウェブサイトに掲載し、金融機関や自治体等にも配布

➤ パンフレットにおいて、外国人が無免許・無登録の金融機関を利用しないよう周知

外国人材の滞在中の対応

➤ 特殊詐欺やマネロン等への対策の観点から、金融機関において口座を適切に管理するため、在留カードなどを確認し、外国人の在留期間を把握するよう要請

⇒ 業界向けの取組事例集を作成

➤ パンフレットにおいて、口座売買等の犯罪に関与した場合は上陸拒否や国外退去となり得る旨を周知

外国人材の帰国時の対応

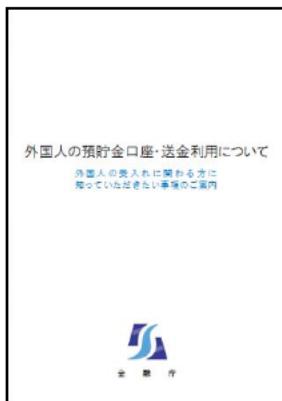
➤ 外国人の出国に際して口座の解約を促すよう、金融機関に要請するとともに、パンフレットを通じて外国人にも周知

➤ 帰国後の口座利用の制限や解約の要件を明確化するため、金融機関に対し普通預金規定の改訂等を要請

⇒ 各金融機関において順次実施中

資料2-6

受入れ機関向けパンフレット



外国人向けパンフレット(やさしい日本語を含む14言語)

